

# 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（案）」に対する意見募集(パブリックコメント)について

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（案）」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和2年7月22日（水）から令和2年8月20日（木）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

## 1. 意見募集の対象

別添「【概要】「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（案）」について」

## 2. 意見募集要項

### (1) 募集期間

令和2年7月22日（水）から令和2年8月20日（木）17:00まで  
（※郵送の場合は締切日必着）

### (2) 意見提出方法

次の様式により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

(意見提出様式)

[件名] 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（案）」に対する意見

(郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。)

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください）

(注意事項)

- ・ 御意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送又はファックスの場合は、A4版の用紙にて提出してください。
- ・ 電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

### (3) 意見提出先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

ファックスの場合 03-3593-8264

電子メールの場合 hairi-sanpai@env.go.jp

#### (4) 資料の入手方法

##### ①インターネットによる閲覧

- ・電子政府の総合窓口 [e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/index.html>

##### ②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、210 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒を同封の上、「『「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（案）」に対する意見』関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記「2.（3）意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

#### (注意事項)

- ・御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（案）」について

令和2年7月  
環境省環境再生・資源循環局

1. 制定の趣旨

平成元年3月22日にバーゼルで作成された「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（平成5年条約第7号。以下「条約」という。）の附属書Ⅱ、附属書Ⅷ及び附属書Ⅸの一部が令和元年9月24日に改正され、令和3年1月1日から効力を生じることに伴い、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「省令」という。）について、改正を行うものである。

2. 主な改正の内容

（1）特定有害廃棄物等の範囲から除外される物について

条約附属書Ⅸの改正に伴い、省令別表第三の三の項第一号を改め、別紙のプラスチックを特定有害廃棄物等の範囲から除外することとする。

（2）特定有害廃棄物等の範囲に含まれる物について

条約附属書Ⅷの改正に伴い、省令別表第四の三の項に新たに号を追加し、「省令別表第六に掲げる物を含み、又はこれらにより汚染されたプラスチックの廃棄物（混合したものを含む。）」を特定有害廃棄物等を含むこととする。

（3）その他所要の改正を行う。

3. 施行期日（予定）

令和3年1月1日

別紙

|   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 次に掲げるプラスチックのくずであって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（環境の汚染を防止するために必要な措置を講ずるものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの   |   |
|   | (1)   | 主として次に掲げる重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）から成るプラスチックのくず  |
|   | (i)   | ポリエチレン（別名PE）のくず   |
|   | (ii)  | ポリプロピレン（別名PP）のくず  |
|   | (iii)   | ポリスチレン（別名PS）のくず   |
|   | (iv)  | アクリロニトリルブタジエンスチレン（別名ABS）のくず   |
|   | (v)   | ポリエチレンテレフタレート（別名PET）のくず   |
|   | (vi)  | ポリカーボネート（別名PC）のくず   |
|   | (vii)   | ポリエーテルのくず   |
|   | (viii)  | (i)から(vii)までに掲げる物以外の重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくず   |
|   | (2)   | 主として次に掲げる樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）のみから成るプラスチックのくず  |
|   | (i)   | 尿素ホルムアルデヒド樹脂（別名ユリア樹脂）のくず  |
|   | (ii)  | フェノールホルムアルデヒド樹脂（フェノール樹脂）のくず   |
|   | (iii)   | メラミンホルムアルデヒド樹脂（別名メラミン樹脂）のくず   |
|   | (iv)  | エポキシ樹脂のくず   |
|   | (v)   | アルキド樹脂のくず   |
|   | (vi)  | (i)から(v)までに掲げる物以外の樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）のくず   |
|   | (3)   | 主として次に掲げるふっ素化重合体のみから成るプラスチックのくず（製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないものに限る。）                                  |
|   | (i)   | パーフルオロエチレンープロピレン（別名FEP）のくず  |
|   | (ii)  | パーフルオロアルコキシアルカンのくず（テトラフルオロエチレンーパーフルオロアルキルビニルエーテル（別名PFA）のくず及びテトラフルオロエチレンーパーフルオロメチルビニルエーテル（別名MFA）のくずを含む。） |
|   | (iii)   | ふっ素化ポリビニル（別名PVF）のくず   |
|   | (iv)  | ふっ素化ポリビニリデン（別名PVDF）のくず  |
| 2 | ポリエチレン（別名PE）、ポリプロピレン（別名PP）又はポリエチレンテレフタレート（別名PET）から成るプラスチックのくずの混合物であって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（環境の汚染を防止するために必要な措置を講ずるものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの（ポリエチレン（別名PE）、ポリプロピレン（別名PP）又はポリエチレンテレフタレート（別名PET）以外の物質が混合していないものに限る。） |   |